

ケアマネ SAPPORO

2021.7.1 発行 第130号

発行

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F
TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

| | | | |
|------------------------|---|-------------------------------|---|
| 介護保険法改正 | 1 | 地域包括支援センターの取り組み | 5 |
| 令和3年度総会報告 | 3 | (南区)個別地域ケア会議の活用 | |
| 生活を豊かにする福祉用具 | 4 | (清田区)地域包括ケアシステムの推進を皆さんと共に目指して | |
| | | (豊平区)豊平区の地域ケア会議と地域課題の取り組み | |
| | | (厚別区)主任介護支援専門員の会 | |

令和3年 介護保険法改正

～高額介護(予防)サービス費と補足給付見直し及びハラスメント対策の強化・高齢者虐待防止の推進を中心に～

ふくしのよろずや神内商店合同会社
代表 神内 秀之介

公益社団法人 北海道社会福祉士会 理事
一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 理事
一般社団法人 北海道ケアマネサポートリンク 理事



連絡協議会会員のみなさま、3月の報酬改訂の勉強会では大変お世話になりました。今回は、タイトルの内容についてご依頼がございましたので、誌面の関係でポイントのみの簡単なご説明となりますが、お付き合いよろしくお願ひ致します。

まず、「高額介護(予防)サービス費と補足給付の見直し」についてです。この見直しの背景には、要介護者の増加、また少子化の影響にてそもそもの社会保障費等の介護保険に係る財源圧迫が要因とされていることがあります。(これが事実かどうかは別の話なのでここでは割愛します。)

これまでもその対策として、様々な見直しを行ってきています。その中でも大きいものが利用料の自己負担額です。収入等にてその自己負担の割合を、1割から最大3割としています。次期改定に向けても残された課題として負担能力に応じたさらなる負担増が検討されています。

今回見直しされたひとつが高額介護(予防)サービス費における一定年収以上の世帯の負担上限額です。そして、もう一つが特定入所者介護(予防)サービス費(以下「補足給付」という。)における食費の自己負担上限額等の見直しです。

まず高額介護(予防)サービス費の見直しですが、これは制度創設時から医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されているものです。これを医療保険の高額療養費制度における70歳以上の該当負担上限額に合わせ、現行の一般・現役並み所得相当のうち年収約770万円以上及び年収約1,160万円以上

の者について、世帯の負担上限額を現行の44,400円から、それぞれ93,000円及び140,100円とする見直しを行うというものです。適用されるのは、令和3年8月からとなっています。つまりは、これまでの還付額が引き下げられる(自己負担が引き上げられる)ことにほかありません。

そして、もうひとつは補足給付の見直しです。介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、平成17年10月よりご利用者本人の負担を原則とし、低所得の方については一定の給付(補足給付)が支給されています。それが今回のように見直しされることとなります。

まず、施設入所者に対する食費の助成についてですが、現行第1段階～第3段階が設定されていますが、保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階(以下「第3段階①」という。)と本人年金収入等120万円超の段階(以下「第3段階②」という。)の2つの段階に区分されることとなります。

その第3段階②ですが、第3段階②と第4段階の本人支出額(介護保険三施設平均)の差額の概ね2分の1の額(月額約2.2万円)を本人の負担限度額に上乗せされることとなります。また、(介護予防)短期入所生活介護及び療養介護(以下「ショートステイ」という。)の食費の助成については、こちらも施設入所者と同様、第3段階を2つに区分するとともに、第3段階②について、先程の金額を踏まえた本